

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號三第 卷七十二第

行發日一月九年三和昭

論叢

租稅組合論 法學博士 神戸正雄

海運に於ける運賃の最高限度 經濟學博士 小島昌太郎

ジムメル社會學概念批判 文學博士 米田庄太郎

時論

日支通商條約廢棄について 法學博士 末廣重雄

說苑

學と實踐 經濟學士 福井孝治

ベルギー國立銀行制度の改正 經濟學士 松岡孝兒

雜錄

普國に於ける小學校經費負擔の調節 經濟學士 中川與之助

勞働者家族所得保險について 經濟學士 近藤文二

獨逸國の臨時部會計 經濟學博士 沙見三郎

法令

農業倉庫獎勵規則

(禁轉載)

雜錄

普國に於ける小學校經費負擔の調節

中川與之助

一 はしがき

何人も知る如く我國に於て目下、小學校教員俸給費、國庫負擔の増額が政治上重要な問題の一となつてゐる。時恰も獨逸のプロシヤに於ても同様なことが今や重大なる問題となつてゐることは、最近の *Kommunalarwirtschaft* (XVIII. Jahrgang Berlin, den 10. Juni 1928) に掲載されたる *Meyer-Lümann* の論文 "*Volkschul-lastenausgleich*" によりて之を窺ふことをうる。今、此の所論に據りて該問題に關するプロシヤの事情を述べやうと思ふ。

二 プロシヤ國會の決議

一九二八年三月二十八日、プロシヤ國會に對して小學校經費負擔に關する建議案——それは地方經濟の窮迫に顧みて在來の制度を根本的に革めんとするところの——が提出せられたるに對して、國會は次の如き決議をなした。

「内閣は資力薄弱なる田舎若くは勞働者居住地の學區に於ける教育上の能率を低下せしむることなしに、教育費の負擔を免せんがために次の方策をとるべし。

- (一) 一九二八年四月一日以降は、獨逸共和國財政調節 (*Reichsanleihe*) に對する審議を経て、地方自治體の享有せる從來の權利を縮少することなく、小學校の件費を國家(プロシヤ聯邦共和國をさす)に負擔せしめうるものとす。
- (二) 右方案實施まで(の經過法として)

a) 國有學校金庫 (*Landeschulkasse*) の規定を改めて

* 之に關しては沙見博士の論文——教育費負擔と地租委託——(經濟論叢第二十五卷第四號；田島博士還曆祝賀記念論文集に收む)參照。

簡單にし、且つ從來學區から調達せらるべき小學校人件費四分の一の調達標準として教職員の數を採りたるも、將來は所得稅・會社稅收入にあらはるゝ(當該)學區の財政上の給付能力を以て之に代らしむべし。

(b) 小學校教員の増俸に伴ふ經費の増額は支出補充の方法で其の全額を貧弱町村へ返還すべし。

(c) 右のため及び學校物件費のために補給金を一般に増額すべし」と。

右の決議はその文言の示す如く、貧弱學區の小學校人件費全額國庫負擔の理想とそれを實現するまでの経過規定に關するものであるが、その内容を明にするには一應現行制度の概要を述べねばならぬ。

三 プロシヤ小學校人件費負擔法

プロシヤ小學校人件費の調達方法は極めて複雑である。先づプロシヤには國有學校金庫(Landesschulkasse)があり、それから小學校教員の俸給・退職給・遺族手當などが支拂はれるのである。而してこの學校金庫の經

費は國家(プロシヤ國家——以下同じ)と市町村(學區)とによりて支辨せらるゝのであるから、結局小學校人件費は國家と市町村の共同負擔となる。然らばその共同負擔の割合如何といふに、

(イ) 國家は俸給と退職給の四分の一(但し俸給は學校兒童六十人に對し教師一人の割に見積りたる所謂正規教職員(Normalstellen)數に對する分)を支出し

(ロ) その殘額は市町村から次の二方法、即ち——

1、獨逸共和國から各市町村へ配當せらるゝ所得稅分與金(Reichseinkommen-Überweisungen)の中、二%を豫め控除して之を前記學校金庫に渡すこと

2、殘餘の經費は各市町村に存する教職員數に應じて市町村に割當する。但し各學區は更に「正規以上の教職員」(Mehrstellen)の爲めに約三〇%の追加負擔をなさねばならぬ。——によりて支出される。

(ハ) 國家は右の外に學區の負擔を軽減せんがために各學區に對し、生徒一人當り一定率の就學金(Beschulungsgeld)を支給し、その總額は毎年の俸給・退職給の半額

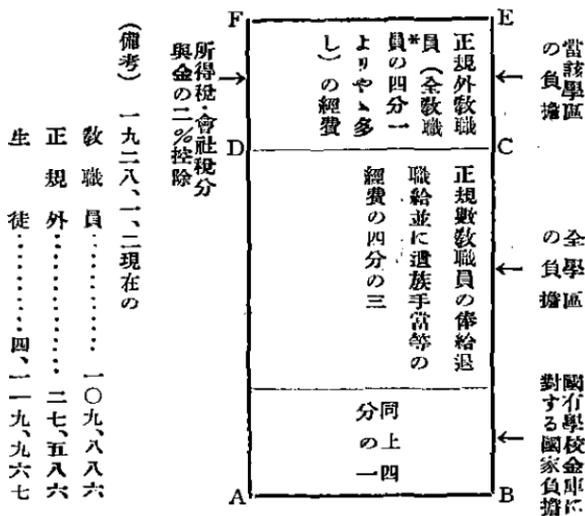
に上つてゐる。

さて右の制度は資力貧弱なりとせらるゝ小地方學區の學校負擔を人爲的に輕減せんとするものであるから、市町村間の負擔調節の契機、"Zwischen-gemeindliches" Ausgleichmoment となつてゐることは明である。而も獨逸共和國から市町村への所得稅分與金の中、その二%を豫め控除して學校金庫の俸給費にむけるといふことは、結局大都市の犠犠に於て他の市町村の負擔を減ずるものであつて、之は正に國家的な市町村の負擔調節 "Städtisch-gemeindlichen" を行つてゐるものである。この制度にありてはいふまでもなく田舎は都市よりも優遇されてゐる。例之、俸給費の國庫負擔を觀るも、それは所謂 Normalstellen に對するものであつて、Mehrstellen には及ばない。所が大都市では實際小學校の發達につれ教員上保健上等の理由から益々 Mehrstellen の必要が大となつてゐる。併し之は都市自ら負擔せねばならぬ。又 Beschulungsgeld の支拂に於ても學校兒童數の僅少ななる何千といふ小町村の方

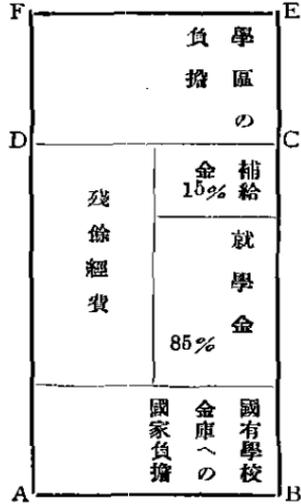
が都市よりも遙かに割がよいとせらるゝ。唯併し補給金 (Ergänzungszuschüsse) は小町村に與へられてない。

右の負擔關係を圖に示せば次の如し

I、國有學校金庫の經費支辨



II、プロシヤ國家と全學區との間に於ける小學校人件費の分配



右の負擔調はいかなる數字的結果を示すかといふに、一九二〇年十二月十七日の小學校教員俸給法による負擔支辨の新規定に據れば、國家の小學校人件費負擔は四分の三、市町村(學區)はその四分の一を理想としたのであるが實際は全く異り國家の負擔がその七五%には遙に達せず(主として正規外教職員に對する負擔をなさざるにより)、然も亦市町村の大きによりて負擔に大なる相違がある。試みに一九二五年度に於けるプロシヤ小學校人件費の負擔の實際をみるに、

全國平均		國家 (プロシヤ)		市町村		住民一人當り負擔	
十萬人以上のライン及ウエストフアリヤ諸市の平均	五・六%	七・八%	四・二%	五・四・四%	八・六%	ライヒス	マイク

右の内、國家と市町村の負擔を細分すれば、

- a、國家の負擔(千マーク)
 - 國家學校金庫への負擔 一〇二、一七九
 - 國家金庫から學區への就學金 一九一、二二二
 - 國家金庫から學區への補給金 三七、四〇一
 - 合計 三三〇、八〇三
- b、市町村の負擔(千マーク)
 - 國立學校金庫への負擔 四四五、六六二
 - 就學金と補給金を控除 二二八、六二二
 - 差引 二一七、〇三九
 - 國立學校金庫への所得税二割 二四、〇〇〇
 - 合計 二四一、〇三九
- c、百分比

國家	五七・八%	市町村	四二・二%
----	-------	-----	-------

小學校人件費に對する市町村の負擔は國家に比すれ

ば、戦後著しく軽減されたとなすものがあるが之は誇張に失する。成る程前記一九二〇年十二月の法案は學校經費に對する國家の負擔を大ならしめたものであるが、一面に於て國家から市町村へ返さるゝ租税——所得税・會社税・土地財産税——の割合が著しく減じてゐることも注意せねばならぬ。加之、一九二一年後の状態をみるに、學校兒童數の減退率は教職員數のそれも大であり(註一)、從つて *Mehrstellen* の數が増加して國家からの補助の減じてゐることも考慮に加へねばならぬから、輕々しく市町村の負擔は減少せりとも斷言するをえなす。

(註)

學校兒童	一九二一	一九二六	一九二一に對しての減少率
五、四三		四、一三六	三四・三
教職員(規定上)	二二	一〇	一〇%
			七・〇

四 改革決議案に對する批評

さて今次の國會の決議は第一に小學校人件費(全額)

の國家負擔を理想とし、第二に經過法として、學區の負擔たる人件費四分の一の徴收標準として從來の採れる教職員數をすて、新に所得税・會社税收入にあらはるゝ財政上の給付能力に倚らんとするものであるが、レュールマン氏は之に對して反對の意見を述べてゐる。

先づ氏は行政上の見地からみて、

(一)之はテューリンゲンやザクセンに行はるゝ如く、獨逸共和國から田舎への租税分與金(*Reichssteuerbeiträge*)の一部を留保するによりて、國家が小學校人件費の全額を引受んとするものであり、國會もその可能性如何を試みやうと決議してゐるが、果して如何なる程度に於てそれが行はれうるであらうか？ その結果は又かくの如き制度變更の必要を生ずるのではなからうか？

(二)この改革案は小學校經費分配に就ての從來の安定を破り、ある市町村は利益し他のもは負擔をより重くするに至る。されば制度變更後の市町村負擔と所得

との關係を數字的に立證せざれば、輕々にかゝる案を實行してはならぬとなしてゐる。

更に氏は理論上より反對して曰く、この決議は「小學校經費に對する各市町村の負擔は所得税・會社税收入によりて測定しうる給付能力に應ずべし」といふが抑も小學校教育といふが如き行政一分科の經費に關する特別負擔の調節 (Speziallastenausgleich) はあらゆる行政部門に於ける種々の負擔の一般的調節 (Allgemeiner Lastenausgleich) の基準が立てられて然る後に體系的に且又行政々策的に決定せらるべきものでありて、この問題を他の問題と切り離して考ふべきでない。更に又、租税給付能力は所謂經費負擔の一般的調節に對する標準たるべきものであつて、小學校經費の如き特殊負擔の調節には單に之のみを標準とするを許さぬ。

更に學校經費の負擔を配分するに當りて單に租税收入にあらはるゝ財政的能力を標準とするは一方面的であ

り且つ不公正である。蓋し財政的給付能力は收入と支出との二方面から考察せらるべきものであつて前者のみによつて定めらるべきでない。翻つて今この二方面

から田舎と都市とを觀察するに、田舎に於ける收入には都市の犠牲によるもの少なしとせぬ。例之、(イ)分與

金制度によりて都市で課徴せられし所得税・會社税が

少からず町村へ注がれて居り、(ロ)國家住宅改善基金 (Städtischer wohnungsfürsorgefonds) によりて田舎も等

しく受益するが、それにむけらる家賃税は殆ど専ら都市の負擔にかゝるものであり、(ハ)自動車税も都市の負擔にかゝる所大なるも、その分與にあたりては領域の

大小・國道の長き等を標準とするが故に、田舎は都市よりも有利である。他方支出の方面よりみれば都市の負擔は田舎よりも大である。例之、(イ)都市は収入も大

なれどそれに應じて文化的・社會的・經濟的の支出——

諸學校・病院・養育院・住宅建築街路建設・運河・土地政

策・交通等の費用が非常に多い、(ロ)都市は警察費の全部

少くとも三分の一を自辨せねばならぬが、田舎は國家の制度によりて之を免れる、(ハ)その他道路費は自動車往來の發達につれて増大し、更に又、近時に至り都市の保護救濟義務が變更さるゝや田舎より都市へ流れ込むもの多く、爲めに社會施設費の膨脹を大ならしめてゐる。

かく觀じ來る場合に今次の決議は果して公正なるや否や大い疑なきをえぬ。勿論現行制度に於て小學校人件費に關する市町村の負擔小なりとせぬが、又之あるによりて學校制度に就て市町村の意志と責任とが結合されてゐるといふことも、行政々策上・行政心理上重要な意義をもつてゐる。抑も學校經營は地方の事情を大いに考慮すべきものであり、それらに關する意志決定の主體と財政上の責任者との一致するといふことは最も肝要なることなるが、今若し國家が人件費金額を負擔して地方自治體が之を免れるならば勢ひ學校制度を官僚化さすには置かぬであらう。これ決して小

學校教育の發達進歩を齎らす所以ではない。之を要するに小學校人件費を全部國庫負擔に歸せしむるは地方分化の新しい行政思想と相容れざるものである。

五 五 五 び

以上レニールマン氏は、財政上の給付能力は單に收入のみを捉ふるべからざること、經費負擔の調節に就ても特種と一般との關係を忘るべからざること、學校經營と地方自治との關係、都市と田舎の財政事情等より今次の國會の決議に反對してゐるのである。氏の結論の當否はプロシヤの事情を知悉せざる吾人の斷じうる限りでないが、財政上の經費負擔の調節を論ずるがために選ばれたる見點は必ずしも不當ではなからう。